

I. 計画の趣旨

新型コロナウイルス感染症で明らかとなった課題や、関連する法改正等を踏まえ、改訂された新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び県行動計画に基づき、臼杵市新型インフルエンザ等対策行動計画を全面的に改定し、次なる新興感染症の危機に備える。

II. 計画の位置づけ

・新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づく市行動計画
(政府行動計画、県行動計画と整合性をとる)

III. 計画の目的

・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
・市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限となるようにする

IV. 計画の期間

令和8年度～終期不定
※原則、政府行動計画が概ね6年ごとに改定について必要な検討を行うと規定されていることから、市行動計画もそれに沿って対応

V. 計画の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

◆第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

○平時からの備えと発生・まん延時の措置

◆第2章 市行動計画の作成と危機管理対応

○政府、県行動計画の改定との整合性等

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的方針

◆第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

○市民の生命、健康の保護、市民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化等

＜有事のシナリオ：発生前から流行状況が終息するまで＞

準備期	発生前の段階（未発生）	新型インフルエンザ等の発生前(平時)に、予防や事前準備などの備えに取り組む期間
初動期	海外発生～国内発生早期（県内未発生）	新型インフルエンザ等の可能性がある感染症を探知して以降、国が発生を公表し、特措法に基づく市対策本部を設置するなど、初動対応にあたる期間
対応期	県内発生早期～終息	国の基本的対処方針等に基づく対策を講じ、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの期間

◆第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

○対策ごとの基本理念と目標

◆第3章 市行動計画における実効性を確保するための取組等

○日頃からの備えと意識を高める取組、定期的な市行動計画の必要な見直し等

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

対策項目	主な内容
①実施体制	○平時からの連携強化や実践的な訓練による対応力強化、有事における市対策本部を中心に的確な政策判断・実行
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	○情報錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布に対する科学的知見に基づいた情報の発信・啓発（基本的人権の尊重）
③まん延防止	○まん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含む措置に対応した対策の実施
④ワクチン	○科学的根拠に基づく正しい情報の提供 ○円滑な接種の実施体制
⑤保健	○有事に優先的に取り組むべき業務の整理 ○健康観察、生活支援等の対応
⑥物資	○平時からの物資備蓄状況の見える化、情報共有
⑦市民生活及び地域経済の安定の確保	○平時から事業者や市民等に必要な準備を行うことの推奨 ○生活支援や経済支援体制の整備

＜7つの対策項目の詳細（時期区分に対する考え方や取組）については裏面をご覧ください。＞



IV. 各対策項目の考え方や取組（準備期⇒初動期⇒対応期）

○7つの対策項目の準備期・初動期・対応期における取組内容



＜対策項目＞		準備期 (未発生期)	初動期 (海外発生期～国内発生早期：県内未発生期)	対応期 (県内発生期～終息)
①実施体制	○平時からの連携強化や実践的な訓練による対応力強化、有事における市対策本部を中心的確な政策判断・実行	<ul style="list-style-type: none"> 市行動計画の体制整備・強化 実践的な訓練の実施 県及び地方公共団体等の連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 迅速な対策の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の実施体制 職員の派遣・応援への対応 必要な財政上の措置 緊急事態宣言の手續 市対策本部の廃止
②情報提供・共有、リスクコミュニケーション	○情報錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布に対する科学的知見に基づいた情報の発信・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 発生前における市民等への情報提供・共有 基本的人権の尊重 (偏見・差別や偽・誤情報等に関する啓発) 双方向のコミュニケーションの体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ一体的な情報提供・共有 (高齢者、子ども、外国人、障がい者等含む) 基本的人権の尊重 (偏見・差別や偽・誤情報等への対応) 双方向のコミュニケーションの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速かつ一体的な情報提供・共有 (高齢者、子ども、外国人、障がい者等含む) 基本的人権の尊重 (偏見・差別や偽・誤情報等への対応) 双方向のコミュニケーションの実施 科学的根拠等に基づいた様々な対策の説明 基本的な感染症対策への移行
③まん延防止	○まん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含む措置に対応した対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 対策強化に向けた理解及び準備の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 市内でのまん延防止対策 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な感染対策に係る要請 臨時休業等の要請 緊急事態措置の要請・対策 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方検討
④ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> 科学的根拠に基づく正しい情報の提供 円滑な接種の実施体制 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチン接種に必要な供給体制の整備 接種体制の構築 情報の提供・共有 D Xの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 接種体制の構築 接種会場や従事者の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種等の実施 接種に関する情報提供・共有 接種記録の管理 健康被害に対する救済制度の周知
⑤保健	<ul style="list-style-type: none"> 有事に優先的に取り組むべき業務の整理 健康観察・生活支援等の対応 	<ul style="list-style-type: none"> 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築 業務継続計画を含む体制の整備 県及び保健所との連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等に関する情報の共有と分析 必要に応じて協議内容の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の特性や感染状況に関する情報共有 健康観察の支援 日常生活への支援
⑥物資	○平時からの物資備蓄状況の見える化、情報共有	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策物資等の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な供給に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> 不足物資の供給等適正化 備蓄物資等の供給に関する相互協力
⑦市民生活及び地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○平時から事業者や市民等に必要準備を行うことの推奨 ○生活支援や経済支援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有体制の整備 支援の実施に係る仕組みの整備 物資及び資材の備蓄 生活支援を要する物への支援等の準備 火葬体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の火葬・安置の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の生活の安定の確保を対象とした対応 (心身への影響の施策、要配慮者への対応、教育現場、生活関連物資の価格安定、埋葬・火葬の特例) 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応 (事業者、市民生活への支援)